

いのちの海と空と大地



原発のない世界を求めて ニュースレター

発行：日本聖公会「正義と平和委員会」原発問題プロジェクト

ホームページ <https://www.nskk.org/province/no-nuke-project/>



巨大地震と津波は予見できたか？ 「東電原発事故裁判」の今

2011年3月11日に発生したマグニチュード9.0の巨大地震と、それによって引き起こされた巨大津波による東京電力福島第一原発の爆発事故に関して、東電の旧経営陣3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判が続いている。

事故の概要としては、宮城県牡鹿半島の東南東130km付近、深さ約24kmを震源とする、日本国内観測史上最大規模の地震が発生し、それによる津波は福島原発の地表面高さ10mを越え、福島第一原発の主要建屋南側では最大

15.7mの浸水高が計測された。福島第一原発（1971年3月1号機運開）は、東電初の商用原発として建設されたものであるが、プラント全体の設計は米国のStone & Websterによるものであった。

発電所サイトは海岸の崖を削り平地を造成して建設され、冷却用海水ポンプや緊急冷却用海水ポンプ、ディーゼル発電機などは海水レベルに近く設置されている。当時、想定していた津波の最高水位は基準面+6mであった。（左図は電気事業連合会HPより引用）

地震発生によって送配電設備の損傷、予備送電ケーブル

の損傷から外部交流電源の喪失に至った。これにより非常用ディーゼル発電機が作動し、原子炉は自動的に緊急停止（スクラム）に移行した。その後、巨大津波は防波堤を超えてタービン建屋内に侵入し、非常用ディーゼル発電機が浸水し発電所は全電源喪失に至った。その後、原子炉は炉心露出、炉心損傷に進んだ。また、淡水注入を開始し、ベントも行ったが3月12日15時36分1号機原子炉建屋が水素爆発に至った。更にその後、2号機、3号機もほぼ同様の状況により、爆発、炉心溶融が発生した。以下に東電原発事故裁判の経緯と現状の概要を記す。

2012年3月 東京地裁 東電株主48人損害賠償訴訟（民事裁判）

東電株主代表48人が旧経営陣5人に対して「津波対策を怠り、会社に巨額の損害を与えた」として、総額22兆円を東電に賠償金として支払うことを求めた。

旧経営陣5人とは、勝又恒久氏（元会長）、武黒一郎氏（元副社長）、武藤 栄氏（元副社長）、清水正孝氏（元社長）、小森明生氏（元常務）である。

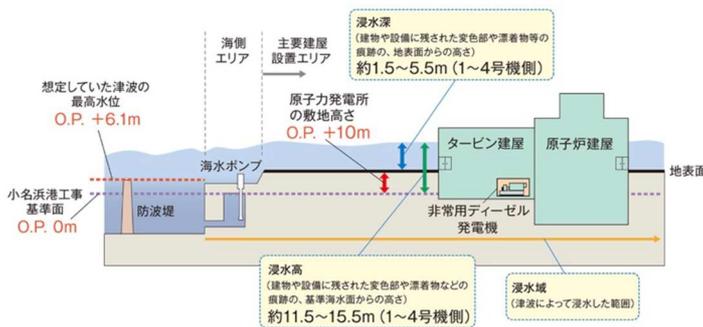
2022年7月13日 東京地裁（浅倉佳秀裁判長）（民事裁判）

「東電は巨大津波を予見出来たはずだが対策を『先送り』して事故を招いた。」との判決が出された。

小森元常務を除く勝又元会長ら4人に対し、「取締役としての注意義務を怠った責任がある」として、13兆3210億円の支払を命じた。→旧経営陣は控訴した。

2012年6月 福島県の住民グループ（1万人以上）などが東京電力旧経営陣（40人余り）などの刑事責任を問うよう求める告訴・告発状を検察当局に提出。

福島第一原子力発電所に到達した津波の大きさと浸水状況



これを受けた**東京地検**は、旧経営陣からの任意事情聴取、地震や津波の専門家からの意見聴取を行い、40人余り**全員を不起訴**とした。

市民グループはこれを不服として、**対象を勝俣恒久元会長ら旧経営陣6人に絞り込み検察審議会に申し立てを行った**。

2014年7月検察審議会は「(津波高さの)試算がある以上原発当事者としては対策が必要だった」として「**起訴すべき**」とした。

2015年1月東京地検は改めて捜査を行い、「試算の元になった専門家の評価は信頼性が低いとされていた」として**3人を再び不起訴**とした。

これを受けた**検察審査会**は、前回の審査員とは異なる審査員による2回目の審査を実施した。

その結果、「東京電力の試算は原子力発電に関わるものとしては絶対に無視することが出来ないものだ」として**再び「起訴すべき」と議決**した。

以上の通り地検の不起訴判断に対して、検察審議会が2度にわたって「起訴相当」との判断が示されたことから、**裁判所が選任した指定弁護士が検察官に代わって強制的に起訴することとなった**。**2016年2月元会長ら旧経営陣3人を強制起訴**となった。そしてこの裁判の争点として「巨大な津波を予測できたかどうか」として裁判を進めることとなった。

2023年1月8日東京高裁2審判決「巨大津波の襲来を予測することは出来ず、事故を回避するために原発を停止するほどの義務があったとは言えない」として**3人全員を無罪**とした。

2023年1月24日5人の原告側指定弁護士は判決を不服として上告した。

上記の通り東電事故裁判は民事、刑事どちらも裁判が継続中である。

民事については個人が支払える金額を超えた13兆円という巨額の賠償金が課せられた。そして刑事裁判については巨大地震の発生時期や場所、それに伴う津波の発生を正確に予測することの困難は認めざるを得ないと考える部分もある。しかし、2008年の東電経営陣の会議では、政府・地震本部から出された「長期評価」に基づく対策の必要性はかなり明確に共有されていた。一方、同時にその情報を得た日本原電は東海第二原発の浸水対策に着手した。そして2011年には工事を完了し、かろうじて事なきを得たのであった。しかし、東電の経営陣は対策の着手とか実施に踏み切ることはなく、更に検討を継続し、先延ばしにした。

原発運転期間の延長

2011.3.11以後、「原発に依存しない社会」の実現に向かって再稼働、新・増設を抑えてきた政府であるが、ロシアのウクライナ侵攻後、戦争が長引くと共に、エネルギー危機の懸念が高まり、2022年8月「原発回帰」政策へと大転換した。資源エネルギー庁の「総合エネルギー統計」では、2020年時点で原子力発電は全体の4%となっているが、政府の目標は、2030年には20~22%としている。しかし、建設中のものも含めて全ての原発が動いたとしても、運転期間の上限が60年のままだと、その間の老朽原発の運転停止もあり、2040年には大幅に減少し、2050年には10%程度に落ち込むと想定される。次世代型の原子炉の開発も進めているが実用化は早くても2030年半ば以降であり、建設は更に長い時間が必要と見込まれる。このような状況から政府は原発の更なる長期運転を可能にする法整備などを具体的に纏める必要に迫られている。

そんな中、2023年2月8日原子力規制委員会の定例会合で「原発の60年超運転」を認める制度の見直しをめぐって議論をした。委員5人のうち山中委員長ら4人は賛成し、反対した石渡明委員は「科学的、技術的な新知見に基づくものではない。安全側への改変とは言えない」と指摘した。その為、13日に臨時会合を開き多数決によって見直しを決定した。委員会としては「外から定められた締め切りを守らないといけないと急かされて議論してきた」と言う。今こそ「核といのちは共存できない」との認識に立ち返り慎重な議論を願うものである。